

広報にしかわ

1977

4/25

第184号

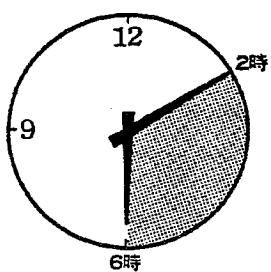
□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集／総務課 □ 毎月10日・25日発行

全開始動

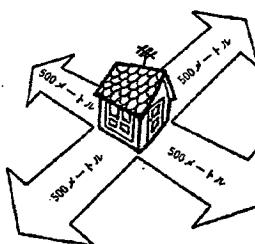
「厳しかった冬も去り
ようやく春らしい陽気に
農家も農良仕事に



「子供たちも待ちに待った
大地を蹴って春を
楽しむ」

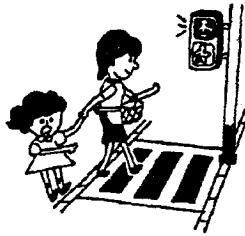


① [つい起きるか]
およそ半分は、午後二時
から午後六時ころの間



③ [原因はなにか]
およそ三分の一は、車の
すぐ前へのとび出しによ
て起っている

車が止まるには
○時速40キロで18メートル
○時速50キロで25メートル
○時速60キロで32メートル
の距離が必要です。
車が近づいて危険なのに、
まだ渡れると考えることも
は、年齢が低くなるほどそ
の率が高くなっています。



○赤信号でも車が止ま
ないで平気で渡る
ということでは、こともの
安全教育はできません。
お母さんがまず模範を示
しましょう。



○バスから先に降りて、サ
ッサと横断する
○買物やおしゃべりに夢中
になつて、ことものこと
をかまわない

○赤信号でも車が止ま
ないで平気で渡る
ということでは、こともの
安全教育はできません。
お母さんがまず模範を示
しましょう。

あなたのお子さんは 大丈夫ですか

交通事故

お母さんへ

花子 「信号機」の始まりと、
その後の移り変りを教えて
ください。

太郎

信号機は、大正八年に東京日本橋の白木屋へ今の大東急百貨店(前交差点)に輸入され、東京日比谷交差点に設置されました。

「進め」の文字で表示された手動式でした。その後、昭和五年にアメリカから電気式のものが輸入されました。

本県には、昭和十一年に新潟市古町十字路に電気式のものがつけられました。

手動式はそれより早くから採用されました。

今では、県下で一、五三

基もあり、この中には、

昨年新潟市にできた交通管

制セントーに、コンピュー

ターでコントロールする自

動制信号機も含まれてい

ます。文字信号機から始ま

った信号機の歴史も、陽世

の感がしますね。



保険料を納めていれば大丈夫です!!

人の一生には、たとえば、年をとると働けなくなる。また、病気や事故で障害になれば働くことができなくなる。それに、一家の大黒柱を失えば收入がなくなる……

というようなことが考えられます。これらに共通していることは、いずれも収入を得る力がなくなるということですが、それを個人の力で十分準備しておくことは決して生やさしいことではありません。

このように、その生活の担い手となるのが国民年金です。

いわば、年金は、長い人生航路の船頭としての重要な役割をしてくれます。

万一の場合に所得保障を

してくれるのは年金も、保険料を納め忘れにしておきますと、受けられないことがあります。また、保険料を滞納しますと、ますます額がかさみ、いつそう納期限までに必ずきちんと納めるよう心掛けましょう。

してくれるのは年金も、保険料を納め忘れにしておきますと、受けられないことがあります。

ですから、保険料は決められた

期限までに必ずきちんと納めるよ

福祉年金を

うけとつたら

福祉年金では、定期届けといつて、毎年一回受給権者について、

前年の所得や公的年金(恩給、厚生年金など)を確認し、五月から

むこう一年間にわたる受給権の有無を確認する手続きが必要です。

受給権者は、五月初の年金をうけとたら年金証書緑色の手帳(年金証書)をすぐに役場へ提出してください。

福社年金では、定期届けといつて、毎年一回受給権者について、前年の所得や公的年金(恩給、厚生年金など)を確認し、五月から

ばなりませんのでご注意ください。

この手続きをしないでそのまま福社年金をうけていると、過去にさかのぼって返納しなければなりません。

福社年金では、定期届けといつて、毎年一回受給権者について、前年の所得や公的年金(恩給、厚生年金など)を確認し、五月から

ばなりませんのでご注意ください。

子どもが怒ったときにその要求を見分けて対処しなければなりません。子どもの要求が正当なものである場合(知らないために遊びがうまくいかないなど)はその要

求の満たし方を教えてやる必要があります。しかし、それが不当な

ものである場合(わがままからくわらべなど)には、常に知らん顔をしていることです。さわぎたてたり、要求を安易に満たしてやる

と、子どもは、要求を通す手段として、かんしゃくを用いるようになります。

なお、不要な怒りを避けるため、規則正しい生活をさせ、睡眠を十分にとらせ、思いきり遊ばせ、無益な刺激を避けることなどの他、親自身が落着いた行動をとることも大切です。

子どもが怒ったときにその要求を見分けて対処しなければなりません。子どもの要求が正当なものである場合(知らないために遊びがうまくいかないなど)はその要

求の満たし方を教えてやる必要があります。しかし、それが不當な

ものである場合(わがままからくわらべなど)には、常に知らん顔をしていることです。さわぎたてたり、要求を安易に満たしてやる

と、子どもは、要求を通す手段として、かんしゃくを用いるようになります。

12・3ちゃん



わがままを語つので必ずおじやくをおこしてしまいます。かんしゃくをおこしてしまいます。そんな時、親はどういう態度で子どもに接したらよいのでしょうか。

かんしゃくは、怒りの情緒のあらわれで、二~三歳ごろに一番多くみられます。子どもが怒るのは、やりたいことがじやまされ、欲しいものが手

